

琉球大学学術リポジトリ

沖縄の航空権益（日米航空交渉関連）（3）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): ノースウエスト, フライングタイガー, トランスワールド, コンチネンタル・ミクロネシア, 了解覚書, 合意議事録, 吉野局長・スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43486

6/11

和文桌(法制局と再協議のため)

了解覚書（案）

（四六・六・一一）

極 秘
無 期 限
追加 10 部の内
3 号

極 秘
無 期 限
10 部の内
3 号

日本政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、沖縄に対する施政権の日本国への返還に関連し、合衆国の航空企業が沖縄に向けて及び沖縄を通過して両方向に行なう航空業務並びに千九百五十二年八月十一日の日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の附表（修正を含む）の修正の問題に関し、次の了解に到達した。

- 1 同協定の附表（修正を含む）は、沖縄の日本国への復帰の日に効力を生ずる外交上の交換公文に従って修正する。

- 2 合衆国の航空企業は、沖縄の日本国への復帰の日後は、日本国本土と那覇との間の国内航空運送を行なう権利を有しない。
- 3 合衆国の次に掲げる航空企業の業務に係る那覇の運輸権の価値は、沖縄に対する施政権が日本国に返還される日から五年の期間中は同協定（修正を含む）に基づき利益の総合的均衡について再検討するにあたり考慮しない。

(A) ノースウエスト航空
合衆国から北太平洋及び中部太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠

(B) フライイング・タイガー航空
合衆国から北太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに

以遠

(d) トランス・ワールド航空

合衆國から中部太平洋を経て那覇へ、並びに以遠台北及び香港へ、並びに以遠

(e) コンティネンタル航空—ミクロネシア航空

中部太平洋における合衆國の地点（グアム島を含む。）からミクロネシア内の地点を経て那覇へ（ハワイ内の地点から那覇への無着陸航空業務を除く。）

4 3にいう五年の期間の満了後は、同協定（修正を含む。）に基づく利益の総合的均衡には合衆國の那覇の運輸権の価値を含む。而して同政府は、その五年の期間の満了の際における利益の総合的均衡

（合衆國の那覇の運輸権の価値を含む。）によつて正当化される追加的運輸権を日本國政府に許与することによつて同協定の附表（修正を含む。）に必要な修正を加えることについて決定するため、その五年の期間の満了前に協議する。

千九百七十一年六月 日に東京で

法判部と最終協定のみ
(案協長) 4/2
JLAP - info 4/2

了解覚書(案)

(四六・六・一二)

日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、沖縄の施政権の日本国への返還に関連し、合衆国の航空企業は沖縄に向け及び沖縄を通過して両方向に行なり航空業務並びに千九百五十二年八月十一日の日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の附表(修正を含む)の修正の問題につき次の了解に到達した。

- 1 同協定の附表(修正を含む)は、沖縄の日本国への復帰の日に効力を生ずる外交上の交換公文に従つて修正する。
- 2 合衆国の航空企業は、沖縄の日本国への復帰の日の後は、日本

極 秘
無 期 限
10 部 の 内
6 号

国本土と那覇との間の国内航空運送を行なり権利を有しなす。

3 次に掲げる合衆国の航空企業は、業務に係る那覇についての運輸権の価値は、沖縄の施政権の日本国への返還の日から五年の期間中、同協定(修正を含む)に基づき利益の総合的衡衡について再検討するにあたり考慮に入れない。

(A) ノースウエスト航空

合衆国から北太平洋及び中部太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠

(B) フライイング・タイガー航空

合衆国から北太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠

(a) トランス・ワールド航空

合衆国から中部太平洋を経て那覇へ、並びに以遠台北及び香港へ、並びに以遠

(b) コンティネンタル航空・ミクロネシア航空

中部太平洋における合衆国の地点（グアム島を含む。）からミクロネシア内の地点を経て那覇へ（ハワイ内の地点から那覇への無着陸航空業務を除く。）

同協定（修正を含む。）に基づく利益の総合的均衡には、さうして五年の期間の満了後は那覇についての合衆国の運輸権の価値を含むものとする。両国政府は、同協定の附表（修正を含む。）の必要な修正で、その五年の期間の満了の時における利益の総合的均

衡（那覇についての合衆国の運輸権の価値を含む。）によつて正当化される追加の運輸権を日本国政府に許与するものを決定するため、その五年の期間の満了前に協議する。

千九百七十一年六月 日に東京で

了解覚書(案)

日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、沖縄に対する施政権の日本国への返還に關連し、合衆国の航空企業は沖縄に向けて及び沖縄を通過して両方向に行なう航空業務並びに千九百五十二年八月十一日の日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の附表(修正を含む)の修正の問題に關し、次の了解に到達した。

1 同協定の附表(修正を含む)は、沖縄の日本国への復帰の日に効力を生ずる外交上の交換公文に従つて修正する。

極 秘
無 期 限
10 部 号
3 号

2 合衆国の航空企業は、沖縄の日本国への復帰の日後は、日本本土と那覇との間の国内航空運送を行なう権利を有しない。
3 合衆国の次に掲げる航空企業は、業務に係る那覇の運輸権の価値は、沖縄に対する施政権が日本国に返還される日から五年の期間中は同協定(修正を含む)に基づき利益の総合的均衡について再検討するにあたり考慮しない。

(A) ノースウエスト航空

合衆国から北太平洋及び中部太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに以遠

(B) フライイング・タイガー航空

合衆国から北太平洋を経て東京、大阪及び那覇へ、並びに

以達

(d) トランス・ワールド航空

合衆国から中部太平洋を経て那覇へ、並びに以達台北及び香港へ、並びに以達

(e) コンティネンタル航空—ミクロネシア航空

中部太平洋における合衆国の地点（グアム島を含む。）からミクロネシア内の地点を経て那覇へ（ハワイ内の地点から那覇への無着陸航空業務を除く。）

4 3 といふ五年の期間の満了後は、同協定（修正を含む。）に基づく利益の総合的均衡には合衆国の那覇の運輸権の価値を含む。兩國政府は、その五年の期間の満了の時に於ける利益の総合的均衡

（合衆国の那覇の運輸権の価値を含む。）によつて正当化される追加的運輸権を日本国政府に許与することによつて同協定の附表（修正を含む。）に必要な修正を加えることについて決定するため、その五年の期間の満了前に協議する。

千九百七十一年六月 日に東京で

件名			
日付			
配布先			
	配布先	複製部	6/10付 抄文(3部)
1	アメリカ局長	2部 6/10	10-1
2	橋 参事官		10-2
3	千葉 課長		10-3
4	佐藤 参事官		10-4
5	法眼 "	2部 2部	10-5
6	加藤 "	2部 6/10	10-8
7	田中 "		
8,9	茶島長、茶参事官	2部 6/10	
10	山田 参事官		
11	柳井 参事官(茶茶)		
	中野 調査官(茶茶)		
	Master file 用(茶1)	original.	original.
12,13	JCAB	2部 6/10	10-6, 10-7

3.1
1.1
1.1

4/11
"
"
"
"
"
10-6
10-8
10-7
10-9
10-10